

1 沿革

●平成 13 年 1 月 6 日

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局長

— 総務管理官

— 総務課、保健福祉課、食品衛生課、社会保険課、指導・監査部門

— 病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）

— 麻薬取締部（調査室、捜査第一課、捜査第二課、情報官、鑑定官、神戸分室）

●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画、立案及び調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るため新たに指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るため、新たに特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

※ 近畿厚生局の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県となっております。